

## 第2編 旅客営業

### 第1章 通 則

(列車の等級)

#### 第 12 条 削 除

(乗車券の購求及び所持)

**第 13 条** 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購求し、これを所持しなければならない。

定期乗車券、回数乗車券を購入済みの旅客であっても乗車する時点に所持していなければ、新たに有効な乗車券を購求しなければならない。この場合新たに購求し使用した乗車券の払い戻しはしない。

2 その乗車に有効な乗車券を所持しないで駅員無配置駅から乗車する旅客、又は係員の承諾を得て乗車券を購求しないで乗車する旅客は、交付された乗車駅証明書を所持し、下車する際には、その乗車駅証明書を係員に引き渡し、所定の旅客運賃及び料金を支払わなければならない。

【鉄道営業法第 15 条、第 18 条、第 29 条・鉄道運輸規程第 19 条】

(キロ程)

**第 14 条** 旅客運賃の計算その他の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、別に定める場所を除き、営業キロ程による。

(駅員無配置駅の旅客の取り扱い方)

**第 15 条** 駅員無配置駅から乗車する旅客の取扱いは、途中駅の駅係員又は、下車駅の駅係員において取扱う。